

占用料表

占用物件	単位	金額(円)
電柱、電線、変圧器等	1本につき年額	480
塔等その他に類する施設		730
の他に類する施設		990
これらに類する施設		430
第1種電話柱		680
第2種電話柱		940
第3種電話柱		43
その他の柱類		
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき年額	4
地下に設ける電線その他の線類		3
路上に設ける変圧器	1個につき年額	420
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき年額	260
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき年額	850
郵便差出箱		360
広告塔		870
その他のもの		850
水道管、下水道管等		
外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき年額	18
外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		26
外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		38
外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		51
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		77
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		100
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		180
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		260
外径が1メートル以上のもの		510
露店、そば店等	占用面積1平方メートルにつき日額	9

の他こもの			
れらにその他のもの		占用面積1平方メートルにつき月額	87
類する			
施設			
看板、標識等	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの その他のもの	表示面積1平方メートルにつき月額 表示面積1平方メートルにつき年額
			87 870
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの その他のもの	1本につき年額 1本につき月額
			680 87
	幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの その他のもの	その面積1平方メートルにつき日額 その面積1平方メートルにつき月額
			9 9 87
	アーチ		1基につき月額
			870
その他	通路		1平方メートルにつき年額
	材料置場		100
	広場、運動場等		100
	一時的に利用する駐車場、遊戯場、商品置場等		100
	農地又は採草放牧地		3

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

5 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが 0.01 平方メートル若しくは 0.01 メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに 0.01 平方メートル若しくは 0.01 メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

6 占用の期間が 1 年未満であるとき又はその期間に 1 年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、当該期間が 1 月末満であるとき又はその期間に 1 月末満の端数があるときは 1 月として計算する。